

ACSV MONTHLY LETTER

● 寡婦控除について

年末調整や確定申告の所得控除に「寡婦（寡夫）控除」があります（いずれも読み方は「カフ」）。要件に該当すれば 27 万円（特定の寡婦は 35 万円）が課税所得から控除され、所得税や住民税が減額されます。女性は寡婦控除、男性は寡夫控除となります。

区分	要件
寡婦 ①又は②	① 夫と死別又は離婚後再婚していない人で、扶養親族がいる人又は生計を一にする子がいる人（※1、※2） ② 夫と死別後再婚していない人で、合計所得金額が 500 万円以下の人（※3）
特定の寡婦	寡婦の要件 プラス ・ 夫と死別又は離婚後再婚していない人 ・ 扶養親族である子がいる人（※1、※4） ・ 合計所得金額が 500 万円以下の人（※3）
寡夫	・ 妻と死別又は離婚後再婚していない人 ・ 生計を一にする子がいる人（※1、※2） ・ 合計所得金額が 500 万円以下の人（※3）

※1 未婚の父母は該当しません。

※2 この場合の子は、総所得金額等が 38 万円以下（給与収入なら 103 万円以下）で、他の人の扶養親族等になっていない人に限られます。

※3 給与収入なら 688 万 8,889 円以下となります。

※4 扶養親族には扶養控除の対象とならない年少扶養親族も含まれます。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
1月	源泉所得税納付（納期特例・下期分） 法定調書合計表、給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産の申告	
2月	所得税の確定申告・贈与税の申告	2月16日～3月16日

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

【年末年始休業のお知らせ】

また、年末年始の休業は12月31日（木）から1月3日（日）です。

ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。